

武雄市里山再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の里山の再生を図るため、里山の再生につながる活動を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、市内に居住する個人又は市内に事務所を有する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、自己又は組織の構成員が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、補助事業者としない。次の各号のいずれかに該当する者が、その経営に実質的に関与している場合も、同様とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、組織若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助率は、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象経費	補助率
市内の山林及び農地に定植するための榊、楮、ヒサカキその他市長が認める苗木の購入（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち以下に掲げるもの。ただし、1品目当たり20本以上の苗木を購入する	補助対象経費の10分の10以内（1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、1補助事業者当たりの補助金の上限額は、10万円とする。

場合に限る。 (1) 苗木代 (2) 送料 (3) (1)及び(2)の消費税相当額	
--	--

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

(補助金の交付決定)

第5条 規則第6条第2項に規定する補助金交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業により取得した苗木について、定植後5年を経過するまでの間に、栽培を中止し、又は譲渡、交換若しくは貸付を行おうとする場合においては、速やかに市長の承認を受けること。

2 前項第2号の規定により市長に変更の承認を受けようとする場合は、武雄市里山再生事業変更承認申請書(様式第3号)を提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更承認申請があった場合は、その内容を審査し、その結果を武雄市里山再生事業変更決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第9条に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

(補助金の額の確定)

第8条 規則第10条に規定する補助金確定通知書は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第11条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月5日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。